

# 鹿部町ひとり親世帯応援給付金について

国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」が支給対象とならない方に対し、町が独自にひとり親世帯に対して応援給付金を支給します。なお、受給される方は申請手続が必要となります。

国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象となる方は、そちらが優先となりますので、不明な方はお問い合わせください。

※町の「鹿部町ひとり親世帯応援給付金」と国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」は併給できません。

<p><b>支給対象者</b></p>	<p>18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童（重度・中度の障がい（国民年金法の1、2級）のある児童は20歳未満）を監護するひとり親世帯（父・母・養育者）の方で、次の1または2に該当し、国のひとり親世帯臨時特別給付金が支給されていない方。</p> <p>1 令和2年6月分の児童扶養手当受給資格者で、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付基準を上回る収入のある方。</p> <p>2 令和2年6月分の児童扶養手当の認定を受けていないひとり親世帯等の方で、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付基準を上回る収入のある方</p> <p>※「ひとり親世帯」とは、児童扶養手当法第6条に定める受給資格者をいいます。（事実婚の場合は対象となりません。）          ※同居している扶養義務者の所得が高いために児童扶養手当の受給ができない方も申請できます。          ※令和2年6月以降にひとり親世帯等となった方は、対象外です。</p>
<p><b>給付額</b></p>	<p>1世帯あたり5万円</p>
<p><b>申請書類</b></p>	<p>次の書類をご用意ください。</p> <p>(1) 鹿部町ひとり親世帯応援給付金申請書（役場民生課窓口で配付しています。）</p> <p>(2) 申請される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金証書、介護保険証、パスポートなど）の写し</p> <p>(3) 給付金の受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号および口座名義人が確認できるもの）の写し</p> <p>(4) 申請される方と監護する子どもの戸籍謄本または戸籍抄本（児童扶養手当資格者の方は不要）</p> <p>(5) 障がいの状態を確認できる書類（障害年金証書など）の写しまたはコピー（※障がいがあることを要件として給付金を申請する場合に限ります。）</p>
<p><b>申請方法</b></p>	<p>役場民生課窓口へ申請書等を持参ください。</p>
<p><b>申請期限</b></p>	<p>令和3年2月26日（金）（当日必着）</p>
<p><b>支給予定日</b></p>	<p>順次支給しています。（支給が決定した方には、支給日を郵便でお知らせします。）</p>
<p><b>支給方法</b></p>	<p>申請書に指定した口座へ振り込みます。</p>
<p><b>注意事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本給付金の支給後に、収入の急減等により「ひとり親世帯臨時特別給付金」の受給資格を遡って取得し、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受給したことが判明した場合や、事実婚等でひとり親の支給要件に該当しないことが判明した場合、本給付金を返還していただきます。</li> <li>・口座の解約等により本給付金の振込ができなかった場合は別途郵便で通知しますので、入金可能な口座の情報を、令和3年2月26日までに必ずご連絡ください。</li> <li>・口座の解約等により、令和3年3月31日までに本給付金の振込ができなかった方は、本給付金の受給ができなくなります。</li> </ul>

※お問い合わせ先 役場民生課 戸籍係（TEL：7-5290）